

千葉県警察本部訓令第13号

司法警察員の指定に関する訓令を次のように定める。

平成15年5月1日

千葉県警察本部長

警視監 三谷 秀史

司法警察員の指定に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、司法警察員等の指定に関する規則(昭和29年千葉県警公安委員会規則第1号)第2条第2項の規定による巡査の階級にある警察官(以下「巡査」という。)の司法警察員の指定に関し必要な事項を定める。

(指定)

第2条 本部長は、署の生活安全課、刑事課、刑事生活安全課、交通課、地域交通課(地域係を除く。)、警備課及び外事課に勤務する巡査のうち、初任科卒業後2年以上経過したものを司法警察員に指定するものとする。

2 前項の規定によるもののほか、所属長から司法警察員指定申請書(別記様式第1号)により申請があった場合で、本部長が必要と認めるときには、司法警察員に指定することができる。

(所属長への通知)

第3条 前条第2項の規定により司法警察員に指定した場合は、当該所属長に通知するものとする。

(指定台帳)

第4条 前条の事務を処理するため、警務部警務課長は、司法警察員指定台帳(別記様式第2号)を作成するものとする。

(職務権限の行使)

第5条 司法警察員に指定された巡査(以下「指定巡査」という。)の司法警察員としての職務権限は、刑事訴訟法、犯罪捜査規範その他法令の定めに従って行使しなければならない。緊急の場合を除いては、事前に巡査部長以上の者の指示を受けなければならない。事前に指示を受ける暇なく措置したときは、速やかにその状況を報告しなければならない。

(指定の消滅等)

第6条 第2条第1項の規定による指定巡査が、所属又は分掌に異動を生じる等指定の必要条件を欠くに至ったときは、司法警察員の指定は消滅する。

2 第2条第2項の規定による指定巡査が、指定の必要条件を欠くに至ったときは、所属長は司法警察員解除申請書(別記様式第3号)により、本部長に指定解除の申請をする

ものとする。

- 3 前項の規定により司法警察員の指定を解除したときには、警務部警務課長は、司法警察員指定台帳を補正するものとする。

(指定に関する事務)

第7条 指定に関する事務は、警務部警務課において取り扱うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

(司法警察員取扱要綱の廃止)

- 2 司法警察員取扱要綱(昭和29年本部訓令第4号)は、廃止する。

別記

様式第1号(第2条第2項)

保存期間	1年
------	----

第 号

年 月 日

千葉県警察本部長 殿

所 属 長

司法警察員指定申請書	
申請者氏名(職員番号)	
分 掌	
卒業年月日(経過年月)	年 月 日 ()
現所属発令年月日	年 月 日
現分掌発令年月日	年 月 日
司法警察員に指定を要する理由	
その他参考事項	
申請者氏名(職員番号)	
分 掌	
卒業年月日(経過年月)	年 月 日
現所属発令年月日	年 月 日
現分掌発令年月日	年 月 日
司法警察員に指定を要する理由	
その他参考事項	

様式第3号 (第6条第2項)

保存期間	1年
------	----

第 _____ 号
年 _____ 月 _____ 日

千葉県警察本部長 殿

所 _____ 属 _____ 長 _____

司法警察員解除申請書	
申請者氏名(職員番号)	
解除希望年月日	
分 _____ 掌 _____	
司法警察員の指定を解除する理由	
その他参考事項	
申請者氏名(職員番号)	
解除希望年月日	
分 _____ 掌 _____	
司法警察員の指定を解除する理由	
その他参考事項	
申請者氏名(職員番号)	
解除希望年月日	
分 _____ 掌 _____	
司法警察員の指定を解除する理由	
その他参考事項	